慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	丸山思想史学の批判的再評価： 日本近代社会経済思想史の方法と対象にかんする省察と提言(一)の(2)
Sub Title	A critical reflection on Dr. Masao Maruyama's ideo-historical study
Author	田中, 明
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1971
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.64, No.12 (1971. 12) ,p.1127(65)- 1134(72)
JaLC DOI	10.14991/001.19711201-0065
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19711201-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ら，変化への適応の仕方は違ってくる。人間はその生理的性格を変えることなく，その社会的性格を変えることによって変化に適応する。

組織化が進んでいる社会においては，社会的性格の変更の多くは組織のそれに集約される。秩序が欠除する真空状態がたとえ一時であっても，それへの耐性を失っている社会では，組織が自己更新力を持つことが求められる。そうしないと，人間はみずから作ったものの重味で押しつぶされてしまう。自己更新力を持つためには，組織は弾力性を帯び，異質的な諸要素を導入しなくてはならない。

ビュロークラシーは「単元的支配」によって特徴づけられる。企業において，これが可能になるのは，トップ・マネジメントは所有者の利害を代表するものであって，従業員によって選ばれたものではないということに由来する。この支配形態においては，従業員は等身大の人間としてではなく，労働力として扱われる。このような虚構から生み出されるビュロークラシーは，自然科学的システムにとどまらざるを得ない。資本と労働力の関係から発生する経済的利害は現実的に重要ではあるが，それを敢えて第二義的なものにしないと，人間協働にふさわしいシステムは生まれてこない。組織についての論議の多くは自然科学的発想に基づき，社会科学が組織に介入することが不当に少ないのは，現状の矛盾を反映するものであるといえる。

生物的生命を維持することが労働大衆にとっての焦眉の課題である時代には，彼らは動物的欲求を手掛りとして操作される。テーラー・システムにおいては，餌と鞭というかたちで動物を飼育するのと同じやり方によって，労働者は管理される。しかし，社会が豊かになり，食うことが容易になってくると，このような官僚的支配は通用しなくなる。そこでは，労働の性格が変わってくる。生きるための苦役への不満がつのり，「仕事への人格的関与」が求められるようになる。人間的自己を持つようになった人びとは，仕事を通じての自己実現に執着する。仕事での生きがいを求める声が大きくなると，組織力の強化に生産性向上の鍵を求めようとする発想は後退を余儀なくされる。「経営者が直面している重要問題は，経済的というよりも非経済的・人間的なものである」という意見において，ビュロークラシーが崩壊しつつあるという告白を見いだすことができる。

組織を手段から目的へ顚倒するビュロークラシーにおいては，組織目的の達成よりも内部の権力争いに関心を持つものが培養される。そこから出てくるのは，異質に対する不寛容である。ところが，変化への適応では，異質的なものを含むのが組織の生存にとって必要になる。激動の渦中にあって，組織が生き残るには，組織は単元的支配を払拭して，ゆるやかな連合に転化しなくてはならない。かつては，オーガニゼイション・スラックは排除すべき「たるみ」と見られていた。ところが，今日，それは「ゆとり」（拙稿，人間を活かす組織—ゆとりある組織の提唱，「近代経営」1970年11月号所載）として評価されるようになろうとしている。

異質を許容する寛容の態度が発達してくると，プルラリズムが組織のなかに導入される。巨大組織をできるだけ小単位に分割して，これらに自主性を持たせようとする努力が現われつつある。自律的諸単位から構成される新しい組織形態は，「プロジェクト・システム」（拙稿，人間開発と組織問題，「日本労働協会雑誌」1971年11月号所載）として特徴づけられる。

プルラリズムが組織の解体にならないためには，単元的支配とは本質的に違った新しい統合原理が確立されなくてはならない。「自己調整」がそれである。各人あるいは各単位が自律性を保つには，自分の行為が他にいかなる影響を与えるかを慎重に考慮して行動しなくてはならない。相互間の調整をなし得る能力がなければ，自己統制の資格は成立しない。プロジェクト・システムにおいては，縦の関係に代わって，横のそれが重要性を帯びる。したがって，新しい組織を整備するには，横断的関係の制度化が欠き得ないものになる。

在来型の組織では，経営職能はごく少数のものに独占され，大部分のものは仕事から疎外される。これに反して，新しい組織のもとでは，多くのものが経営者的視点に立脚して行動することが，上べだけの人間関係論的管理の立場からだけではなく，現実的に要請される。こうなると，仕事での自由裁量の余地は極大化し，その内容は複雑なものになる。このような仕事を円滑に遂行するには，プロフェッショナルとしての実力が必要になる。かくて，プロフェッショナリズムは浸透し，そのエリート的色彩は拭い去られるだろう。

プロジェクト・システムは，大衆の人間性疎外を前提とするような組織力の強化とは本質的に異なる。経営職能の核心は，調整にある。これが下降すると，独自な職能としての経営はなくならないとしても，それは非常に備えるための安全弁にすぎないものになるだろう。これからしていえることは，「マネジリアリズムからの脱皮」である。仕事の成果だけを重視するあまり，マネジリアリズムは仕事をする人間の満足を等閑視するきらいがある。これから脱皮することによって，組織の性格はきわめて人間的なものになる。

産業主義を克服することは，それを否定することにはならない。産業が高度化して，省力化が進んでくると，人間のする仕事は真にそれにふさわしいものになるのではないか。その暁には，マネジリアリズムに支配されるような人びとは，産業的にも陳腐化してしまうだろう。人間性を発揮することが同時に生産的でもあるような理想を描くのは，あまりにも楽天的であるのだろうか。この理想を実現することが可能であるとしても，それに到達する道は険しいことは事実である。

（経済学部教授）

丸山思想史学の批判的再評価

——日本近代社会経済思想史の方法と対象にかんする省察と提言（一）の(2)——

田　中　　明

目　次

Ⅰ　理論的諸前提の批判的再検討
Ⅱ　「日本の思想」と対象の特質
Ⅲ　丸山思想史学の方法論的陥穽
Ⅳ　歴史的批判のための前提諸条件
(1)『西洋事情』・初・外・二・編
(2)『学問のすゝめ』諸編について

Ⅰ　理論的諸前提の批判的再検討

丸山真男氏は一九五七年に，「『スターリン批判』における政治の論理」の旧作を新著のために改稿し，同氏の表現によれば本業に復帰するため[1]，一九六一年に改訂せられて岩波新書版に収録せられた「日本の思想」[2]の初稿を公表されたのであるが，上記のふたつの論作[3]にたいして[4]，一九六二年に理論的批判はマルクシスト[5]とヴェバリァンの双方から提起され[6]，一九六三年より一九六七年へと[7]，理論的批判を歴史的批判の領域においても継承するという課題が筆者にのこされたのである。[8]とはいえ課題の前提にも未決の難題がひそむ。前述の理論的批判もまたそれなりに批判的検討にあたいするから，[9]さしあたり以下の論稿においては，マルクス主義哲学者とヴェバァ派学説史家の，丸山氏の二論作にたいする批判の要点についても考察を試みる必要が生ずる。そのばあいに，われわれは内田芳明氏の丸山真男氏にたいする，比較的に親和的な評註がかかる考

注（1）　丸山真男『現代政治の思想と行動』，一九六四年増補版305～337頁。
（2）　丸山真男「スターリン批判の批判——政治の認識論をめぐる若干の問題」（『世界』一九五六年11月号所収論文。）。
（3）　丸山真男『現代政治の思想と行動』，一九五七年版下巻325～356頁と追記365～378頁を参照。
（4）　丸山真男『現代政治の思想と行動』，一九六四年増補版581頁参照。
（5）　丸山真男「日本の思想」（丸山『日本の思想』所収。）。
（6）　丸山真男「日本の思想」（『岩波講座現代思想』第十一巻3～46頁。）。
（7）　柳本克己「マルクス主義と近代政治学——丸山真男の立場を中心として——」（『講座　現代のイデオロギー』第五巻7～72頁。）。
（8）　内田芳明「日本における『思想史』の成立——丸山真男『日本の思想』をめぐって——」（『商経法論叢』XⅢ—3号37～75頁。）。
（9）　田中「『現代思想入門』における近代主義批判によせて」（『三田学会雑誌』一九六三年9月号。），同上「日本『近代化』思想の形成とその構造」（『経済学年報8』一九六四年度会報。），同上「日本近代社会経済思想史研究の方法と対象にかんする若干の考察」（『三田学会雑誌』一九六六年12月号。），同上「丸山思想史学の批判的再評価」（『三田学会雑誌』一九六七年12月号。）。

察のために適合的な出発点を与えうるものと考えるのである。しかして内田芳明氏の丸山真男論によれば，[10] 丸山真男氏の政治思想史と宗教社会学の方法的相違は，宗教社会学が‘宗教’と‘経済’の[11]相互関連性を追求しうる体系である，のにはんして，丸山氏の思想史は精神構造と基底体制の論理的・歴史的・関連の解明をなしえぬ体系と看做されていた。はたまた同氏の理解によれば，両者の分岐点が第一に思想史と宗教社会学の“方法的相違”[12]にあるものとされ，第二にはマルクス主義に対峙するヴェバァ学派の政治学者と経済学者の相異る「受けとめ方」の問題にあるとせられた。しかしながら，第一の論点が思想史と社会学の差異に関連ありとすれば，「決定的な相違点」は両者の方法にあるよりも対象の領域にみとめられ，相違を政治の思想史と宗教の社会学の対比の裡にのみ捉えれば，方法上の分岐点は第一の論点にあるよりも第二の論題の裡にある筈である。なんとなれば，社会学と相異る思想史の研究が，経済的基底の領域を直接的分析の対象に含みえないとは云え，‘宗教’と‘経済’の相関性の究明が思想史の課題となり得る限りでは，内田氏が宗教社会学の方法的特質を思想史のそれから区別することは徒労にすぎないわけである。これにたいし，上部構造と下部構造の関連の解明が，丸山真男氏の政治思想史に固有な課題をなし得ぬ限りでは，マルクシストの提起した思想の問題に対処する“ヴェバリァン”[14]の，政治学者と経済学者の視点の違いから生じうる方法の異同が論議さるべきである。それゆえに，以上のふたつの論題を混同せぬことに留意し，あらかじめ，論点の整理を施したのちに第二の論題に立ちかえれば，問題の所在は『経済学批判』[15]の著者の関心が，〔Ⅰ〕：経済‘思想’と‘経済’構造の関連を解明する方向へと凝集されてゆくのにたいし，政治学者の思想史と経済学者の社会学は，〔Ⅱ〕：前者の課題が政治‘思想’と‘政治’構造の研究に収斂し，〔Ⅲ〕：後者はとりわけ宗教‘思想’の‘経済’構造にたいする作用の究明を志向していたという三者の異同にもとめられる。[16] これを相互に比較すれば，第〔Ⅰ〕と第〔Ⅲ〕の研究の範型が，思想形態と経済構造の関連を追求するという共通の視野をもつのに，第〔Ⅰ〕と第〔Ⅱ〕の範型の力点は，経済と政治の各領域内の内部構造の究明に集約されて両者に共通な基盤も見失われる，という方法上の相違点がある。[17] 第〔Ⅱ〕と第〔Ⅲ〕の範型の相違は，したがって，第〔Ⅲ〕の範型にあっては宗教‘思想’と‘経済’構造の関連も追求されうるが，第〔Ⅱ〕の範型は政治‘思想’と‘政治’構造の相関の把握を主要な課題におくという方法の問題のうちにある。このことは，丸山真男氏の政治思想史が，政治‘思想’と‘政治’構造の関連を解明する専門の体系から，‘精神’構造と‘政治’制度の相関を把握する範型を展開して，そこにいわゆる精神構造が政治的・宗教的な思想形態[18]をもふくむとき，政治思想史の領域をば拡張した“精神構造論”[19]が，宗教‘思想’と‘政治’構造の相関を究明する範型をも包摂し，宗教‘思想’と‘経済’構造の適合的関係を剔抉した宗教社会学に連繋して，宗教社会学の対象たる宗教が政治思想史に固有な視点より捉えられることを否むものではない。かくしていまや，政治思想史が宗教社会

注(10) 内田芳明「日本における『思想史』の成立——丸山真男『日本の思想』をめぐって——」（『商経法論叢』XIII—3号47～48頁。）。

(11) このばあいはマックス・ヴェバアのそれである。（内田前掲論文および次注論文参照。）

(12) 内田芳明「経済と宗教——宗教倫理の階級的制約性の問題——」（大塚・安藤・内田・住谷『マックス・ヴェーバー研究』269頁註(3)参照。）。

(13) 田中「日本近代社会経済思想史研究の方法と対象にかんする若干の考察」（『三田学会雑誌』59巻12号84～86頁。）の所説を参照。

(14) 丸山真男「『スターリン批判』における政治の論理」じたいが雄弁にこれを語り明している。（註(1)参照。）

(15) このばあい一八五九年の『経済学批判』をいみする。（Vgl. K. Marx, Zur Kritik der politischen Ökonomie, in: Marx Engels Werke, Bd. XIII.）

(16) M. Weber, Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus, in: Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie, Bd. I. (Tübingen. 1922) S. 40.

(17) 「共通な基盤」という用語は丸山前掲論文に由来するが（丸山『現代政治の思想と行動』増補版311頁参照。），筆者は必ずしも丸山氏の用語法を肯んぜず同時にまた栁本氏の立脚点からも距離を保ちながら方法の問題を考えてみた。

(18) 丸山真男氏の政治思想史が“精神構造論”へと発展し旋回する過程の下限を一九五七年の「日本の思想」（『岩波講座現代思想』第十一巻所収論文。）におくとしても恐らく誤りにはなるまい。

(19) “精神構造論”という用語じたいはむしろ内田芳明氏の造句である。（内田芳明「日本における『思想史』の成立——丸山真男『日本の思想』をめぐって——」序論参照。）

学の対象をあわせて追求せんとする丸山氏の「独立の思想史」[20]へ論題を移すべき時である。

Ⅱ　「日本の思想」と対象の特質

丸山真男氏の“精神構造論”が，宗教社会学の対象としての宗教を政治思想史の領域へ導入しながら，政治‘思想’と‘政治’構造の相関を研究する範型を修正して，‘精神’構造と‘政治’制度の相互の関連についての究明を志向したことは，宗教社会学の方法的影響によるよりも“日本の思想”というそれに固有な対象の然らしむる所であった。すなわち「日本の思想」[21]によれば，日本における“近代”の“国家”の確立にさいし，伝統的“宗教”がその内面的「機軸」として，有効に作用しうるような伝統を構成しないために，西欧的思想の無秩序な流入と民族的国家の体制化の矛盾[22]は，制度の背骨としての天皇制を同時にまた精神的な中枢[23]とする折衷の様式のもとに，原理的な解決をえずして政治的に収拾[24]されざるを得なかったと云うのである。それゆえ，日本“近代”の“国家”体制は，制度的機構[25]がもつ機能にくわえて，精神的「機軸」たるの使命をおわされ，徹底的に内なるものでもなく徹底的に外なるものでもない[26]非宗教的”宗教“[27]，ないしは，むしろ政治の呪術として，思想的な「雑居」の日本的な“伝統”を維持する反面では，伝統的精神に抗拒した「異端」の思想を排除する政治的機能においても存在の意義をもちえた。[28] かくのごとく，日本の近代国家における宗教の不在現象をかたる，『日本の思想』の著者の指摘については本稿の筆者も反対の意見をもたない。しかしながら，あえて私見を提示すれば，明治初年の日本にみられる宗教のいわゆる不在現象は，はやくも明治八年初刊の『文明論之概略』において，福沢諭吉により日本国中すでに宗教なしと論断された所によっても明らかであり，したがって同時に留意さるべきは，日本の英学派[29]がかかる事実を理論的にはこの段階において把握しつつも，[30] 政治的見地を優先せしめて「西教」にたいし否定的態度をとらざるをえず，近代化の過程になおかつ必要であると想定せられた倫理的な支柱[31]をもとめて，政治的制度が精神的基軸として機能しうる形態[32]を“近代”の“国家”にあたえるのにはんし，曾国藩学党の領導下におかれた同治中興期[33]の洋務派にあっては，太平天国の領袖が提起した奉天討胡の路線[34]に対立して異民族の清朝を政治的に擁護し，攘夷論の見地からも「外夷」を用いて「粤匪」を討ずる反革命の論拠として，伝統的「名教」にのみ“近代化”推進の精神的基盤[35]をおく中体西洋論[36]があみだされると

注(20) 丸山真男「思想史の考え方について——類型・範囲・対象——」（武田清子編『思想史の方法と対象——日本と西欧——』12頁参照。）。

(21) 丸山真男『日本の思想』，岩波新書2～66頁。以下の頁数の表示は悉く同書に拠る。

(22) 同上29頁。

(23) この論点に関連して，『文明論之概略』（福沢諭吉全集第四巻189～191頁。）の所説を参照。

(24) この問題に関説した，枢密院憲法制定会議における枢密院議長伊藤博文の演説を参照。（『帝国憲法制定会議』88～89頁。）

(25) 丸山前掲書30頁。

(26) 同上33～34頁。

(27) 同上31頁。

(28) 同上14～15頁。

(29) 『文明論之概略』（福沢諭吉全集第四巻156頁～158頁。）。

(30) 英学派というのは福沢諭吉をはじめ伊藤博文にいたる英学徒をいみする。

(31) これにはんして，たとえば同治九年の天津教案にあたり，政治的にみれば曾国藩は「天主教」にたいし妥協的ですらありえた。（曾文正公全集第五冊917～919頁参照。）

(32) Weber のいわゆる Stütze をいみする。（M. Weber, op. cit., S. 204.）

(33) まさしく註(25)の論点よりして，日本の「近代国家」の形態も「絶対主義」と規定せられたと理解されうるが，そのばあい『日本の思想』においては，「絶対主義」（同書38頁参照。）と「近代国家」（同上47頁参照。）という概念が併存しうる点についてとくに読者の注意を促したいとおもう。

(34) 曾国藩の時代における洋務派の思想について，小野川秀美『清末政治思想研究』第一章参照。

(35) 「雇兵」を用いて「長賊」を討ずる，という類似の政略が慶応二年・『諭吉建言』の論旨に見出される。（福沢諭吉全集第二十巻7～11頁参照。）

(36) 『討粤匪檄』（曾文正公全集第八冊147～149頁参照。）——檄文の要点はまさしく政治的であるよりも倫理的な問題に集約されている。曾国藩と対比するならば幕末期の福沢においても，伝統的名教の擁護という道徳的主張は稀薄である。

(37) 同治期における進歩的な思想家としての馮桂芬の，中体西用論の詳細にかんしては『校邠廬抗議』を参照すべきである。

いう，一八六〇年代前後の日中両国東洋社会の“近代化”の二類型にみられる決定的な相違点なのである。[38] とはいえ当面の研究対象が中国にはなく，宗教的伝統の不在を固有の歴史的前提に，政治的な制度の背骨が精神的な中枢として機能しうる，上述の独得な形態のもとに再編せられた日本の国家を，しかしてその“近代”の“国家”を研究の対象とするかぎり，丸山思想史学の課題も「国家の認識論的構造」を，解明しうる思想史学の視座となる方法概念を設定することに集約されるから，丸山氏がいわゆる独立の思想史の構成にさいして，[39] 政治的国家の“制度における精神”の呪術宗教性をとらえ，呪術的精神と政治的制度の相関をもとめる過程をとおして，‘宗教’思想と‘経済’構造の相互の関連についての究明を可能ならしめた，宗教社会学の“方法的影響”を受けることは避けられぬ結果としてのみ理解されうる。いずれにせよ，このことが対象の限定による方法の類似をあらわす以上は類似も相違の問題をなす。[40] なんとなれば，宗教社会学の方法的特質が，‘宗教’と‘経済’の連関の構造を，‘宗教’に由来して‘経済’に作用する，‘世界宗教の経済倫理’における‘倫理’の概念のもとに捉え得る点に在るのにたいして，丸山真男氏の思想史研究は，“政治”と“宗教”の癒合の現象を，「制度における精神」の概念をかりて‘政治’にかわる“国家”の“思想”のうちに，換言するならば日本近代“国家の認識論的構造”の分析をとおして追い求め得る者であるとしても，丸山氏の思想史における“思想”の含意が社会学の用語法における‘倫理’の意味をもちえぬかぎり，‘宗教’と‘経済’の連関の構造を‘倫理’にかわる“思想”において把握し得るとは論定し難いから，爾余の問題は丸山氏の思想史が上述の関連を“思想”ならざる“国家”において見出し得るやいなやの論題に在るといえよう。

Ⅲ　丸山思想史学の方法論的陥穽

以上に素描せられた批判の帰結としては，丸山真男氏の政治思想史がすでに政治学の視角のもとに天皇制の制度を捉え乍ら，天皇制国家の精神的基軸における“宗教性”を同時に捉え得る“思想史”を展開せんとし，“宗教”と“政治”の癒着の現象を把握し得るが如き‘独立’の思想史を‘国家’の思想史に見出したかの如くに考えられる。かくして本論の筆者もかかる“国家”の思想史と‘宗教’の社会学における方法の異同について，かつまた一般的に‘国家’の思想史と‘宗教’の社会学の方法論について比較と検討をおこなわざるをえないが，[41] そのばあいに問題は第一に‘宗教’の社会学と“国家”の思想史の方法の対照のうちにある。すなわち，宗教社会学が‘宗教’に‘思想’を求め乍ら，全社会構造を‘倫理’において把握するもの，とすれば，丸山真男氏の思想史研究は，‘宗教’にかわる“国家”において，呪術的精神と政治的制度の連関の構造を捉え乍ら，[42] ‘倫理’にかわる“思想”のもとに，‘宗教’と‘経済’の作用関連の全体構造を望みえない憾みがある。このことは，さしあたり「優劣」を表し得る「相違」でもあるが，[43] われわれが，一般に社会学と思想史の関係を関する第二の論題へ移れば「優劣」に関りをもたぬ「相違」に変るのである。なんとなれば，とりわけ‘宗教’社会学が経済的‘倫理’において，‘宗教’思想と‘経済’構造の作用関連の総体把握を果し得るように，かりにも‘国家’思想史が社会的‘意識’のうちに，‘宗教’思想と‘経済’思想の規定対応の全体構造を捉え得るならば，相違の問題をなすのは両者に関り合う‘思想’が成り立つ次元の“相違”であるから，類似の方法が適用されうる象限の“相違”は方法における‘優劣’の問題をなしえないであろう。しかしながら，このように‘優劣’の問題をなしえぬ“相違”の問題が，第一の論題にあっては‘相違’にともなう

注(38)　第四節に展開せられる一般的な結論によれば，両者間の終局的に決定的な分岐点は六〇年代末年の思想史的事実のうちにもとめられる。
(39)　すなわち「制度における精神」がそれである。(丸山前掲書36頁参照。)
(40)　「憲法制度のように，元来政治倫理的要素が内包されている場合には一層，制度における精神を含めた全体構造が問題にされねばならない。」(同上37頁。)
(41)　丸山氏の思想史と宗教社会学の方法的相違を内田氏が問題化しうる地点はまさにこの次元である。(内田芳明「経済と宗教――宗教倫理の階級的制約性の問題――」，前掲『マックス・ヴェーバー研究』269頁参照。)。
(42)　M. Weber, op. cit., S. 56.
(43)　この点に関して，筆者はまたも前掲内田芳明論文に同意しかねる。(同上『マックス・ヴェーバー研究』269頁参照。)

“優劣”でもあるかの如くに現れるとすれば，そのことの謂は社会学者の‘倫理’の概念と思想史家の‘思想’の概念に存するよりも，宗教社会学の‘倫理’の概念と政治思想史の“国家”の概念の機能の相違にあるものといえよう。問題の所在は，前者がまさに‘倫理’において，‘宗教’における‘思想’を‘経済’に関連せしめて，全社会構造の総括的把握の作業にたいする志向をもつのに，丸山思想史学の“国家の認識論的構造”の把握は，全社会構造を総括し得ぬが故に全思想構造の把握を阻むが如き，丸山氏に固有な政治学の概念の枠をのがれえない点に在る訳なのであるから，問題の解決は，社会構造の全機構的な把握の機能を思想史学の国家概念に転荷せしめることに見出されねばならぬ。この機能を移譲する操作にさいして留意さるべきは，われわれが，政治思想史の“思想”の概念を，宗教社会学の‘倫理’の概念に換える代りに，政治思想史の“国家”の概念を，日本“近代”の‘思想’構造の分析にも適合する，われわれの，政治経済学の‘国家’の概念に換えるという点のみである。そのばあい政治経済学というのは市民的社会の解剖学となりうる経済学であるから，史的唯物論に基く所の国家本質論に拠り乍ら‘国家’の概念を設定することが前提されている。[44] しかるに梅本克己氏の丸山真男論によれば，世界観や本質論を“分離”して「政治の論理」を“認識”する丸山氏の政治学は，[45] 本質論自体にかような分離を可能ならしめる論理的契機の有る無しを検討する操作をも伴わぬ故に，[46] 本質論を現象論に混在せしめる対象を追求すること自体も“自律的”な“思想史”の課題となしえないことが理解されるのであるから，[47] われわれが，政治的虚構に隠れて現れる経済的実在を，マルクス・レーニン主義の学理によりたつ国家の概念をとおして，経済的基底における本質的関係の政治的上層における現象諸形態としてとらえれば，社会構造の全機構的把握の課題はかかる‘政治’と‘経済’の総括において“本質顕現主義”の思想史学に委ねられる所となろう。[48] われわれは，以下の論稿において，いわゆる国家の認識論的な構造の内部矛盾における，「普遍」と「特殊」の対立を統一し得ぬ儘に「無限の往復」の運動へと還元する，[49] 丸山思想史学の循環論が捉え得ぬ歴史的諸事実を本質論に関連づけながら概括し展望するという課題をになうことになろう。[50]

Ⅳ　歴史的批判のための前提諸条件

(1)　『西洋事情』・初・外・二・編

われわれの従前の研究よりみれば，慶応四年もしくは明治元年における，徳川幕藩体制の崩壊が軍事政治史上の画期をなすのみならず，思想史上の転期となることは福沢諭吉の著作にみるかぎり否定することのできない事実というべきであろう。[51] なんとなれば，慶応二年出版の『西洋事情初編』にいたるまで，徳川家主導の絶対主義化の構想にとりつかれていた福沢が，うまれながらにして近代思想家であるということは論証されがたい想定であるから，[52] われわれが思想史にみられる近代化の起点にかんして論議するときは，福沢が六八年上半期におよんで『西洋事情外編』を上梓したさいに，『初編』の主題をなした「政治風俗」を「風俗人心」の論題に従属せしめて，[53] 「人心」に規定される「政治」という見地を開いた史実の重さを軽視すべきではあるまい。[54] そのような思想が成立をみたのは，『外編』の筆者が西欧近代の経済思想の導入に立脚し，[55] 封建日本の政治過程から解放された政治思想を経済思

注(44)　K. Marx, Zur Kritik der politischen Ökonomie, Vorwort, in: Marx Engels Werke, Bd. XIII. (Berlin, 1960) S. 8.
(45)　梅本克己前掲論文。
(46)　丸山真男「『スターリン批判』における政治の論理」(丸山『現代政治の思想と行動』増補版313頁参照。)。
(47)　丸山真男「思想史の考え方について――類型・範囲・対象――」(武田清子編『思想史の方法と対象――日本と西欧――』16頁参照。)。
(48)　丸山真男「『スターリン批判』における政治の論理」(丸山『現代政治の思想と行動』増補版321頁参照。)。
(49)　丸山真男「日本の思想」(丸山『日本の思想』36頁。)。
(50)　同上47頁。
(51)　註(9)参照。
(52)　田中「日本『近代化』思想の形成とその構造」(慶応義塾経済学会編『経済学年報8』139～145頁。)。
(53)　『西洋事情初編』(福沢諭吉全集第一巻285～287頁。)。
(54)　『西洋事情外編』(福沢諭吉全集第一巻422～423頁。)。
(55)　高橋誠一郎「解題」(『福沢諭吉経済論集』458～464頁。)参照。

想へと関連づけて，絶対主義の政治思想を自由主義の経済思想に服属させたことの結果にほかならず，それゆえに「人心」に支配される「政治」という把握のうちには，経済により政治の規定される関係を表示するところの思想がみいだされ，この種の思想の構造は近代の思想を介して基礎づけられながら確立するのであるが，外来の経済思想によりたつ在来の政治思想そのものは近代化されることなく再編成されたのである。[56] そのばあい解明が困難であるのは，明治三年刊行の『西洋事情二編』が，「支那」の「独裁」を否定して「魯国」の「独裁」を是認した事実にはらまれる論理なのであるが，われわれは上述の難問にかんして，明治初期福沢の「魯西亜」型志向を，「独裁」の「政治」における「未開」の「人心」[57]のゆえに「支那」の「風俗」を否認する立場から，「魯国」の「政体」に具現する「文明の精神」を肯定した後進国資産階級の絶対主義擁護論とみなすのである。[58] このような志向が結果するところ，「一国の人心」ないしは「人民の智力」に政治を従属せしめる変革の論理を貫く傍ら，「文明の精神」を実現する「専制の政府」に妥協して体制の強化を推し進めたのであって，かくのごとき二重の視線がときにまた，形式的には民主的な政体を展望しながらも，実質的には専制的な体制に黙認をあたえる，[59] 後進国の資産階級に特有な絶対主義の擁護論に結実し，かれらの経済的権力をかかる政治的形態にみいだしたのであるから，われわれが如上の問題にかんして，維新以降の明治帝政を絶対王政と規定するさいに封建国家と誤認するならば，福沢の思想にもみとめられる絶対主義論の近代的性格は不当に軽視されるのであるが，これにはんし一部の意見にみるごとく，明治百年にわたる近代国家の性格を強調するあまり特定期間における絶対主義の形態を看過するならば，われわれも日本近代の思想に刻印をあたえる政治と経済の相互連関の独特な構造を見錯る誤謬をおかすことになろう。[61] 総じて云えば，近代日本の国家形態は，憲法制定後の時代においても全般的危機が波及するまでは，立憲王制の機構のもとにおける絶対王政の機能のゆえをもって，ロシア・ドイツ型専制の天皇制のもとにおける展開の形態とみなしうるが，[62] 天皇制国家の階級的性格は，資本主義の世界史的な発展に影響される後進国型の産業革命の特質を考量すれば，半封建的地主階級との同盟に依拠する近代資産階級独裁[63]としてのみとらえうるから，「専制」の「政府」を覆えすことなしに「人民」に「権力」を得せしめんとした，維新期福沢の国家論体系は‘近代化’路線の「魯西亜」類型を思想に先取したものというべきである。[64]

(2) 『学問のすゝめ』諸編について

明治五年二月以降，翌一八七三年11月，「学問のすゝめ二編」の発兆にいたる期間の，「学問のすゝめ初編」成立の経緯をかりに公認の前提とみなし，「学問のすゝめ初編」をあえて別冊として除外すれば，[65] 「学問のすゝめ二編」以下の諸編は，「国民の職分」を論ずる流れの第一の系列と，「学者の職分」を論ずる流れの第二の系列にわかれることになる。すなわち，「二編」「六編」「七編」「八編」「十一編」「十四編」からなる第一の累係にたいし，「四編」「五編」「九編」「十編」「十二編」「十五編」におよぶ第二の累係がみられ，「学問のすゝめ三編」は「二編」より「四編」べの，ないしは，第一の「職分」論・「民権」論の系列から，第二の「職分」論・「国権」論の系列への移行の過程を示すものと考えられる。これにたいして，「学問のすゝめ初編」は両者の未分化的な混在段階を表示するものであろう。「初編」の作者はかくて「二編」の叙述にあたり，「初編」において提起せられた「実学」の主張を，「職分」よりなる「民権」の思想に展開せんとし，「運上を出して……国法を守れば」（「学問のすゝめ二編」），「国民」の「職分」も尽されると云うことを，[66] 「二編」

注(56) 田中「『国民の職分』にかんする若干の考察」（『三田学会雑誌』一九六一年３月号28～29頁。）。
(57) 『世界国尽巻三』（福沢諭吉全集第二巻625～628頁。）。
(58) 『西洋事情二編』（福沢諭吉全集第一巻539～540頁。）。
(59) 『文明論之概略』（福沢諭吉全集第四巻16～37頁。）。
(60) 『学問のすゝめ七編』（福沢諭吉全集第三巻70～77頁。）。
(61) 田中「丸山思想史学の批判的再評価」（『三田学会雑誌』一九六七年12月号86頁参照。）。
(62) 下山三郎『明治維新研究史論』138～209頁の所論を参照。
(63) 大塚久雄「産業革命の諸類型――社会の構造変革との関連において――」（『土地制度史学』一九六七年７月号56～67頁。）。
(64) 田中「日本『近代化』思想の形成とその構造」（前掲年報150～165頁。）。
(65) 富田正文「後記」（福沢諭吉全集第三巻641～650頁参照。）。
(66) 『学問のすゝめ二編』（福沢諭吉全集第三巻39頁。）。

から「七編」へと論証すべく努力したが，「学問のすゝめ七編」にいたり，「国民の職分」を「二様に区別」し，「主人」の「身分」において「租税」をはらう「人民」も，「客分」の「地位」にあれば「国法」をまもる「職分」があるものとした。[67] 「主人」の「身分」においては「国用」を賄い乍ら「政府」を買い取り，「客分」の「地位」にあっては「専制」に従い乍ら「権力」を担い得る，という発想が「職分」論的「民権」思想の核心をなす。しかりとすれば，「学問のすゝめ七編」において，頂点に達する第一の流れも，「専制」の「国権」にたいしては否定の契機をなすよりも，「国権」の基底に「民権」の礎石をおかんとするものである。それゆえ「民権」は「経済」の領域に局限せられて，「政治」の次元に「専制」と対置せられることなく，「専制」と「民権」の結合の関係も，「政治」と「経済」の対立の表現にすぎないのであるから，「国民」主権に基く「専制」主義に擬せらるべきものではない。福沢の思想を，ボナパルチスムに擬する試みは，福沢における集権の論理が当時はなおも，「仏蘭西」型の「暴政」を排して「魯西亜」型の「独裁」を認めた史実をもとに反論されうる。[68] それにも拘らず[69]この[70]「独裁」の思想の“近代”的性格[71]と，慶応二年の「論吉建言」における中央集権論の封建的性格[72]を識別する視点[73]をも放棄するのは誤謬であろう。「建言」[74]が成立した一八六六年より，『文明論之概略』が執筆せられる時期の七四～五年にかけて，いずれにせよ絶対主義論の近代的旋回がおこなわれ，如上の旋回は，「経済」の次元における「民権」の意識が，「政治」の分野における「専制」の思想を揚棄しえない範囲において果されたかの如くにみえる。明治八年初刊の『文明論之概略』は，「専制」の「政体」を其の国の「文明」の「発達」の度に応ずるものとみたのであるが，[75] 「政府は依然たる専制の政府」（「学問のすゝめ四編」）なるがゆえに，[76] 「文明の精神たる人民の気力」（「学問のすゝめ五編」）[77]がおとろえて，日本の「独立」に「疑問」[78]の余地を留める限りは，「一身独立して一国独立する」[79]（「学問のすゝめ三編」）「民権」の主張も，「自国の独立を以て文明の目的と為す」（『文明論之概略』）[80]「国権」の思想たらざるをえないのである。あるいは明治七年の「無題遺稿」によれば，「学問」の「大趣意」も「日本国」の「独立」にありとせられた。[81] しかしながら，「実学」が「小民」に「国民」の「職分」をしらしめ，「独立」の「人民」を「国家」の「主人」たらしめる，そのときまで，「無智の小民」の力を以てしては「独立の気風」も保ち得ないから，「四編」「五編」より「九編」「十編」へと，「人民の気風」を「一洗して世の文明を進むる」「学者の職分」（「学問のすゝめ四編」）[82]について論が展べられる。とはいえ，「学者」の「職分」を論ずる第二系列が，「私立」の「学者」に期する心的態度は，つまるところ「立国の要素」[83]たる「士人の気風」にほかならず，「士風」を「維持」し乍ら「独立」の「気風」を保つ第二系列の論理構成も，「民権」を「恢復」し乍ら「専制」の「国権」を保つ第一系列の自己矛盾をのがれえないのである。しかして，「国権」と「民権」との野合が具現する，体制確立期の一八九一年に，偉大な“近代思想家”が「捜我慢の説」を起草し，「維新」の「権道」を難じて「士風」の「維持」を説いた，日本近代史の顛倒的矛盾は，[84] 第一系列

注(67) 『学問のすゝめ七編』（福沢諭吉全集第三巻70～73頁。）。
(68) 『西洋事情外編』（福沢諭吉全集第一巻426～427頁。）。
(69) 『文明論之概略』（福沢諭吉全集第四巻43頁。）。
(70) 『世界国尽附録』（福沢諭吉全集第二巻663～666頁。）。
(71) 『文明論之概略』（福沢諭吉全集第四巻37頁。）。
(72) 田中前掲論文150～151頁参照。
(73) 〔長州再征に関する建白書〕（福沢諭吉全集第二十巻７～11頁。）。
(74) 田中前掲論文139～141頁参照。
(75) 註(71)参照。
(76) 『学問のすゝめ四編』（福沢諭吉全集第三巻49頁。）。
(77) 『学問のすゝめ五編』（福沢諭吉全集第三巻59頁。）。
(78) 『学問のすゝめ四編』（福沢諭吉全集第三巻48頁。）。
(79) 『学問のすゝめ三編』（福沢諭吉全集第三巻43頁。）。
(80) 『文明論之概略』（福沢諭吉全集第四巻208頁。）。
(81) 〔内は忍ぶ可し外は忍ぶ可らず〕（福沢諭吉全集第十九巻222～227頁。）。
(82) 『学問のすゝめ四編』（福沢諭吉全集第三巻52頁。）。
(83) 『捜我慢の説』（福沢諭吉全集第六巻564頁。）。
(84) 同上566頁。

にたいする第二系列の自己批判をあらわす思想構造とみなしうるであろう。問題の所在は，「専制」の「国権」に抗するに，「士風」の「維持」を以てする，という批判の構造にある。このような命題を構築したものは，個人的道徳としての「士人」の「気風」をそなえ，国民的範囲における「士風」の「維持」について，悲観的な予感をいだいた知識人の論作にみられる「文明」の「精神」のいとなみであるから，われわれの今後の課題となるのも，日本「文明」史観としての『文明論之概略』における「精神」の構造についての分析と批判なのである。

〔付記〕 本論の未定稿の多くは離日前の成果に属する。留学の結果，以前は意識されえなかった問題が自覚されてきたので，これも昨今の留学の成果の一部として，従前の未定稿を徹底的に修正し新しい独立の小論に改めて今後の研究の起点を表示すべきものとした。

一九七一年九月下旬

（経済学部助教授）

ヴィクセルの財政理論について［Ⅳ］(1)

飯　野　靖　四

〔ヴィクセルの財政理論について〕
Ⅲ　いろいろな租税の間の相互関係についてのヴィクセルの理論
1　没収型の租税
2　利益原則と能力原則に基づく租税
3　1つの財政理論をめざして

〔ヴィクセルの財政理論について〕

Ⅲ　いろいろな租税の間の相互関係についてのヴィクセルの理論

きちんと均斉のとれた財政理論というもの，特に政府支出と租税とを同時に考えなければならないとする財政理論というものは，いろいろなタイプの租税のうち利用されるべき租税の性格と理由を明示し，またこれらの租税の間の相互関係を明確にすることができなければならない。それはまた，政府が果たすと思われる機能と支出についても，また政府支出と租税の間の関係についても，明らかにすることができなければならない。ヴィクセルは，このような理論を書くことには全然成功しなかった。

彼は，公平な課税のための手続き上の計画について述べた後，歳入の一形態としての料金収入の問題について論評し，つづいて公共企業がそのサーヴィスの代価を要求する時に基づくべき原則について論じている。彼はまた，直接税と間接税の比率についても簡単にふれ，同時に課税対公債の増加という問題についても考察している。最後に彼は，相続税と，地価値上りによる不労所得に対する租税について論じている。彼の後継者リンダールは，これらの問題を丹念に研究し，「課税の公平（1919）」(2)という著作の中で包括的な課税の理論を展開している。この著作はリンダールの博士論文であるが，たまたまヴィクセルが審査委員の1人としてこれを読みそしてこれを受け容れているので，我々はここでリンダールの手続きに従って，まず第1に没収の原則に基づいた租税について考察し，つづいて利益原則と能力原則に基づいた租税について考察してみよう。

1　没収型の租税

ヴィクセルは，現実の経済秩序の中には，社会が不公正であり不合理であると判断する所得や富があるという事実を強調した。これらの中には，巨額な財産の相続，地価の値上りによる不労所得，いろいろな程度の独占力を保持することから得られる大企業の利益，或る種の投機的利益，インフレーションが持続的に続いている時に債権者ならびに相対的に所得が一定している人々の犠牲において債務者が得る利益，等が含まれる。これらのものは，所得や財産の分配における不平等をいっそう激化させ，いろいろな深刻な問題を提起するので，社会はこうした望ましからざる結果をできるだけ矯正する権利と義務をもっている。こうした目的のために，社会は或るタイプの租税によって，彼らの所得や財産を部分的にか或いは全部を没収することができるし，またそうすべきである。実質的な意味から言えば，これらは決して「租税」というべきものではなくて，むしろ社会が，一部の個人が不当にも獲得するところのものの一部を共有の財産として奪取する1つの方法と言うべきであろう。

これらの富は資本ないしは投資という形態においてのみ存在するので，政府がそれらを――大抵は部分的に，まれには全部を――奪取することは，可能な資本の破壊という問題を提起するであろう。もし「没収の原則」に基づく租税の税収額が政府の経常支出のために使われてしまうならば，それに相当する額において資本の社会的消費が起こるであろう。しかしもしこれらの租税の税収額がいろいろな種類の公共企業に投資されるならば，社会における資本の総量は何ら減少せず，唯だその形態を変えるだけであろう。

1890年代の財政に関する著作の中では，ヴィクセルは，没収型の租税の税収額は，政府企業からの可能な純収入と合わせて，公債の利子支払いと償還に使われるべきであるという立場をとっていた。後に彼はその立場を変えて，これらの租税の税収額は国家によって「蓄え」(3)られるか或いは投資されるべきであると主張した。こうした方法でつくられた公共投資の収益は「社会的遺産」ないしは「社会的配当」として市民に支払われるべきであり，それはまた主として，より高い教育を真剣に希望しまたその能力がある貧乏な若者に充分な生活費を与え，或いは若者が家を建てたり商売を始めたりするのを助けるために使用されるべきである。(4)

彼は，相続税は他の財産税を補うために，そしてまた財産税を全体として現在より累進的にするのを助けるために，極めて累進的にされるべきであると考えた。また彼は，富を遺贈する権利について改革することが必要であると考えていた。当時の法律のもとでは，富裕な人の財産の50％は，彼にごく近い親族のメンバーに遺贈されるか与えられなければならなかった。そしてその残りだけが他の方面に遺贈されえたのである。これは「与える権利」(5)に対する厳しい制限である，とヴィクセルは述べている。彼は，富裕な人がどの位の額を後に残された妻と子供達に残してやれるのかということに関する基準がつくられるべきであると考えた。この額は，彼らが安楽な生活をし，また彼らが人生において正当な出発をすることができるだけの額で充分である。彼は，富裕な人の子供達が，結局はレジャーのようなこれという目的のないものに費やしてしまうであろう巨額の遺産によって「悩まさ」れることは，当事者にとっても社会にとっても有害であると考えていた。それで彼は，「与える権利」については自由にしておきたいと考えたけれども，相続人の「受け取る権利」(6)については相続税によって制限したいと考えた。

注（1）　本稿は，三田学会雑誌第64巻第7号の拙稿「ヴィクセルの財政理論について〔Ⅲ〕」の続きである。
（2）　参考文献*〔116〕参照。
＊　参考文献目録は，拙稿「ヴィクセルの財政理論について〔Ⅱ〕」（三田学会雑誌第62巻第9号）の末尾に掲載。

注（3）　fund
（4）　没収型租税の税収額の「蓄積」は，(114)*の中で強調されている。以下では (114) から引用されている。「蓄えられた」没収型租税の税収額を投資しその収益を社会的配当として使用しようということは，(42)の中で強調されている。その中で彼は，もしその当時のスウェーデンの国民所得の5％が投資に向けられるならばスウェーデンの国富は90億クローネに達するであろう，そしてもしそれが25歳以上の適齢期の125万組の夫婦に分配されるならば，国富の世帯当りの分け前は，1夫婦当り7000ないし8000クローネに達するであろうと考えていた。彼は，この額は，彼らの大部分が家を建てたり，専門的な職業訓練を受けたり，或いはいろいろな種類の小事業を始めたりするのに充分な額であると断言している。そのような額の当時の購買力は，おそらく，現在の同額のドルの購買力を超えているか，少なくとも等しいに違いない。ヴィクセルは，極めて累進的な相続税を課するならば，社会主義国家でない国でも当然，適齢期の夫婦にこの額に近い「社会的遺産」を与えることができるであろうということを示唆し，また人口の増加を或る限度内に抑えるような適切な政策をとるならば，社会主義国家は，私有財産と私企業に基づく国家よりも容易に，これを実行することができるであろうと考えていた。
＊ヴィクセルの著作目録は，拙稿「ヴィクセルの財政理論について〔Ⅰ〕」（三田学会雑誌第62巻第2号）の末尾に掲載。
（5）　the right to give
（6）　the right to receive